

令和 8 年度

第2回 第一農地部会定例会議事録

令和8年5月29日（金）

上越市市民プラザ 2階 第一会議室

令和 8 年度第 2 回第一農地部会定例会議事録

日時 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 2 時 40 分

場所 上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

〈会議出席者〉

3 番 涌井

4 番 吉村

9 番 竹山

11 番 丸山

12 番 小林（賢）

16 番 小林（国）

20 番 竹内

22 番 清水（増）

23 番 草間

24 番 坪井

(2) 農地利用最適化推進委員

渡部

丸山

竹田

片桐

笠原

石黒

平野

七森

白木

清水（康）

野村

綿貫

金子

2 欠席委員

(1) 農業委員

8 番 飯塚

10 番 上原

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋

高島

篠宮

山本

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 栗和田

次 長 秋山

主 幹 坂井

主 任 竹中

中郷区駐在室 副主査 丸山

板倉区駐在室 班 長 閨間

清里区駐在室 副主査 中条

名立区駐在室 班 長 高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3 番 涌井

16 番 小林（国）

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(中郷区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(名立区)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により吉村部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 2 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 4 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 3 番 涌井委員、議席番号 16 番 小林（国）委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げますが、新人委員のため、わたくしが読み上げますので皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 （上越市農業委員会憲章の読み上げ）
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 127 番から 131 番の 5 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 5 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態としましては、他者へ売却・売却予定が 3 件、休耕が 1 件、中間管理機構へ貸付が 1 件であります。 一番右端の備考欄に、このあと説明する議案との関連について 記載しておりますので参考にしてください。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、報告第 1 号の 5 件を承認します。
議長	＜報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 34 番から 40 番の 7 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 2 頁をご覧ください。報告第 2 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。こちらは、市街化区域内における農地転用となります。市街化区域内の農地を転用する場合は「届出」を提出していただき、事務局で受理・確認し、専決処分したものを農地部会で報告する手順となっております。 専決処分したものの、転用目的といたしましては、「一般個人住宅」6 件、「道路敷地」1 件です。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 7 件を承認します。
議長	＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 48 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 4 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。巻末の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 48 番につきまして説明します。 こちらは脇野田地内において、自宅から離れており、労力不足により手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。 現状は、休耕している状態ではありますが道路、水路も整備されており耕作可能であることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。

丸山委員	※ 現地確認の委員から補足説明 底上げ用の盛土が搬入されているので、引き続き注視していきたい。
(事務局) 秋山	今後、現場の状況も確認しながら、耕作要件について遵守しているかどうかも含め、事務局としても注視します。
議長	ただ今の事務局、委員の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 11 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 5 頁をご覧ください。先ほどの報告第 2 号の市街化区域内の農地転用とは別で、市街化区域以外の農地転用につきましては、許可申請となりますので、議案として委員の皆様にお諮りするものでございます。 こちらの議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 番号 11 番の転用許可案件について説明します。 こちら上野田地内の農地に、「店舗」を建築するものです。6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、申請農地の隣地の母親が経営する美容室内で、まつ毛サロンを営んでいます。客が増えてきて既存店舗では手狭になってきたため、申請農地を隣接する雑種地と合わせて借用し、新店舗を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。工期は、令和 8 年 6 月 20 日から令和 8 年 8 月 20 日、土地利用計画は、店舗 1 棟で申請面積 26 m²、所要面積が 158 m² (畑 26 m²、雑種地 132 m²)。都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第２号「農地法第５条第１項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第３号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号１７番と、利用権設定、地域計画区域内の番号２９６番から３０３番までの８件を上程します。 議案はひとつですが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。 最初に所有権移転です。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、８ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転１件について説明いたします。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行うものであります。 地域計画区域内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条第３項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 当該農地は一団の優良農地であり、受け手の耕作者につきましても、近接の農地で一定規模の耕作を行っていることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）

議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号、所有権移転について、原案のとおり決定します。
議長	それでは次に進みます。 同じく議案第 3 号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内 の番号 296 番から 303 番までの 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは、9 ページをご覧ください。
秋山	「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」の利用権設定、番号 296 番から 303 番までについて説明します。 こちらすべて、地域計画内の農地であり、「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであります。 対象農地につきましては、1 枚めくっていただき 11 ページからの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらの大半は、従前の別の耕作者との「基盤法相対契約」の期間満了に伴い中間管理機構をとおした機構契約に更新するものであります。 これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
竹田委員	No.298 について、使用貸借となっています。その背景について把握されているか確認させてください。
(事務局)	
秋山	譲受人は、耕作不便農地を点在的に借受している法人であり、今回の借り受ける農地も、基盤整備がなされていない小規模で耕作不便な農地を点在的に借り受けるものであることから、これまでの同法人の借受形態から使用貸借になっているものと推察しています。
議長	そのほか意見、質問があればお願いします。

	（「ありません」の声あり）
議長	それでは、裁決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7112 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告で、受け人の要望による合意解約です。 解約後の利用形態は、農地中間管理機構への貸付予定で、現在手続き中です。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7109 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	それでは 2 頁をご覧ください。 議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7109 番は、中郷区片貝に居住していた譲渡人が遠方に転居し、中郷区内に残った財産を全て処分するため、転入した譲受人に売買により所有権移転するものです。

	譲受人は、国籍はアメリカ合衆国で、日本人の配偶者です。譲渡人から宅地・家屋を購入し、2年前から居住しております。自営業で、自宅で大工をしており、地区内の共同の草刈り・水路管理には既に参加しております。近所から農作業について教示を受け、農機具は地区内で貸してもらえることになっています。過去に農業の経験もあり、農業を営む意欲もあることから、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断しました。 説明は以上です。
議長	現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。 ※22 番 清水委員 「特段、問題・異常なし」と報告。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第1号、「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定します。
議長	<議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号7114番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	3頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。全て地域計画内の対象農地であります。「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等が無いようなので、採決に入ります。 議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。議案第2号について、原案のとおり決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案)
議長	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7556番からの1件を報告します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した1件は、合意による解約です。 解約後の利用形態は、他者への貸付予定です。 以上です。
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 次に、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」番号7501番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	それでは2頁をご覧ください。議案第1号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 番号7501番であります。板倉区山部地内の農地を、「駐車場」として利用するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

	譲受人の株式会社勘続は、しみず屋の親会社です。 既存の従業員用駐車場は、2箇所 に点在しており、また、来客用駐車場と混在しています。来客数の増加に伴い、既存の駐車場では対応できなくなったことから、申請農地を取得し、従業員用駐車場として利用するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から8月30日、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第5条第1項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
議長	議案第1号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、番号7607番から7614番の8件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	5ページから7ページをご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。全て地域計画内の対象農地であります。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、8ページから9ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。 議案の対象農地につきましては、10ページの対象農用地リストをご覧ください。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第2号、利用権設定について、原案のとおり決定します。
議長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案)
議長	<議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号8107番、8108番の2件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは、1ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」、権利種別は利用権設定となります。 まず、番号8107番「地域計画区域内」の対象農地について説明します。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、2ページの対象農用地リストに記載のとおりで、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。3ページをご覧ください。番号8108番の「地域計画区域外」の農地についてであります。こちらは目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、4ページの対象農用地リストに記載のとおりです。こちらでも農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、 原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「意義なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり決定します。
議長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9502 番と 9503 番の 2 件を上 程します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	それでは 1 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可について です。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 9502 番は、名立区舩畑地内において、譲受人は、譲渡人の土地を購入し建物 を新築する際に、隣接する申請農地を家庭菜園として利用したいため、所有権移転す るものです。提出のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等 常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に、番号 9503 番は、名立区杉野瀬地内において、自己所有の農地と申請農地を 一体的に水稻耕作している譲受人からの要望により、所有権移転するものです。提出 のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を 満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	現地確認いただいた名立区農業委員から補足説明をお願いします。 ※確認者：草間賢太郎委員、金子光広推進員、山本益人推進員 「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画内及び地域計画区域外の番号 9510 番から 9513 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	それでは、2 項をご覧ください。はじめに「地域計画内」の利用権設定について、番号 9510 番、9511 番の 2 件を説明します。 議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に 4 頁をご覧ください。同じく利用権設定の「地域計画区域外」の番号 9512 番と 9513 番の 2 件です。 議案の対象農地につきましては、5 項と 6 項の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第２号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)の決定について」、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> それでは、その他に入ります。事務局から何かありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。